

宝永期藩政の位置づけについて

——桜庭太郎左衛門『建白書』の検討——

浪川健治

元禄八年、および一五年の二度にわたる飢饉によって多大な被害を出した津軽藩⁽¹⁾にとって、続く宝永期は相対的には安定した生産が見られた時期であった。しかしながら打ち続いた飢饉の影響は極めて複雑な様相を見せて宝永期の藩政を規定していくことになった。この点については先に、農業生産と技術の展開をめぐって、また宝永二年一月の分家黒石津軽領二〇ヶ村を中心として本家である津軽藩に対して行われた代表越訴の考察⁽³⁾を通じて明らかにしてきた。

と同時に宝永期は明暦二年に襲封し五四年にわたって藩政を主導してきた四代藩主信政が宝永七年一〇月に没するなど、ひとつの政治上の区分をもなしている。従来、中興の英主として伝えられる信政の治世であるが、ここに取り上げる宝永七年二月一八日付「乍恐以書付奉言上候」に「十五ヶ年已前不作以来御家中并御領分及困窮」と指摘されるように、実際にはその後半、元禄八年の飢饉以降は同時代の人間にとってはまさに衰退の藩政であったのである。本稿では宝永期の検討を通じて中期藩政の転回の方角を考察していくこととする。

ここではその素材として、国立史料館に所蔵される津軽家文書中の桜

庭太郎左衛門による『建白書』をてがかりにして宝永期の政治・社会状況の検討にあたりたい。その『建白書』とは次の三通である。

- 1、宝永二年一月二六日付 「乍恐奉言上候事」
- 2、宝永六年一月付 「乍恐以書付奉言上候」
- 3、宝永七年二月一八日付 「乍恐以書付奉言上候」

桜庭氏は近世初頭、太郎左衛門信正が津軽為信に従い、「南部之押」として広船村を領した⁽⁵⁾と伝えられる。宝永期の桜庭太郎左衛門については明らかではない。ただ宝永七年二月一八日付の「乍恐以書付奉言上候」には、「十一ヶ年已前(元禄九年)支配方之儀ニ付以之外成不調法仕候処如何体ニも可被仰付候儀ヲ被遊御免、間も無之内八ヶ年已前より御近習江被召出、段々被遊御取立候」とあり、元禄九年頃、一旦召し放ちに近い状態となり、元禄一五年頃に再び近習を皮切りに取り立てられていったと思われる。正徳四年の『御家中分限』⁽⁶⁾では「三百石 桜庭太郎左衛門」が見られる。つまり桜庭は出自からすれば譜代家臣であり、宝永期には藩主信政に近侍する立場にあったものの、必ずしも上級藩士とは位置付けられない存在であったと思われる。以下、本稿では1〜3についてそれぞれの年号をとって宝永二年『建白書』のように表記する。

一、「家中困窮」と社会状況

—— 宝永二年『建白書』をめぐる ——

乍恐奉言上候事

(第一条)

一、御知行被下置候御国勝手大小之諸士、於江戸茂合出金被下置候儀何も難有御事ニ御座候、尤御国ニ罷有候節ハ御知行高百石ニ付金式兩宛之出金上納仕候、然処御家老・御用人・大目付・郡奉行・町奉行・勘定奉行・御目付・御作事奉行・御普請奉行、右之面々近年出金之義上納不仕、於江戸何も同然ニ奉受取候由承之候、実正左様ニ御座候得ハ此段筋目相違之様ニ奉存候、

(第二条)

一、御家中之面々勝手不如意之者も拝借御停止ニ付近年ハ御役人中才覚を以町貸金ト申を親類之中、又ハ同役等之加判ニ而借用仕成続申義ニ御座候、返済之義御知行御渡方ニ而差引ニ罷成候、若借主ニ御知行不足御座候得バ加判之者方より差引申候、然ハ本人ハ不及申上加判之者迄難義仕候族多御座候由及承之候、

(第三条)

一、借り方有之面々ハ為差引之、年内御知行米尅俵拾九匁宛之積差引、町人共方江ハ尅俵式十三匁宛遣候由風説ニ承之候、是又実正ニ御座候得バ町人ハ御米高直ニ申受迷惑存、御家中之面々江ハ下直ニ差引御米多引申候ニ付、弥為勝手之悪敷義之様ニ及承之候、

(第四条)

一、御知行被下置候面々御役金・諸色上納御座候分も同意ニ御座候、
(第五条)

一、当時御家中之面々以之外勝手不如意ニ罷成困窮之処逸々可申上様も無御座候、身上成統相勤候面々十分之一ハ有御座間敷様ニ及承之候、

右之通ニ御座候、以上、

宝永二乙酉年

正月廿六日

桜庭太郎左衛門

第一条の「茂合」とは国詰の家中が「江戸・上方往反道中共詰合中」の際に「出銀渡」し余分な出費を補填する共同出金である。その「茂合出金」における役付きの者と無役の者との「出金」と受け取りをめぐる差別が問題とされている。第二条では「拝借御停止」のため、困窮した家中のなかには「御役人中才覚」による「町貸金」に頼り、その連帯責任によつて加判の者さえ「難儀」の状態にあることを記している。第三条・第四条は知行米を引き当てとした家臣の前借りについて知行米給与の際の返済換算額と、その米を藩が町人への払い下げた時との値段に格差があり不当に利鞘を稼いでいるのではないかという疑念である。そして第五条においてはこうした状況の中で家中窮乏化が進み、身上成統相勤候面々十分之一」以下と結論するのである。

宝永二年の建白書においては、いづれにせよそうした「家中困窮」、支配層内部での藩中枢を形成する者とそこから除外されているものとの間の不公平感の増大、後者の前者に対する不信が指摘される。桜庭自身の認識において、なおそれに止まり藩体制そのものへは批判の目が向けら

れていないとも言えよう。

しかし現実の当該期の社会構造はどうであつたのであろうか。すでに『国日記』元禄一二年三月一九日条の「財津久右衛門覚書付」⁽⁸⁾では、赤田組立木村の百姓佐右衛門の土地が「戊年(元禄七年)」に一度、町人市川新右衛門に銀三三〇目で質地書入された後、全く借銀を返済しないまま「去寅年(元禄一年)」に質取主の知らないうちに板屋野木村長三郎へ銀二〇目・米六俵で永代売買され、「先地主」からの「田地取返シ」の訴訟が問題となつている。藩にとつては質地書入から始まる百姓間の土地移動、土地保有関係の変化が代官・郡奉行・元締役という郡・勘定方の認可を全く得ず「内証にて永代之売買」に至つたことが問題であり、このため藩は売主・買主とも「御条目」に背くものとして、問題の田地を取り上げ「入札」での払いを命じた。これは同条に「ケ様之類、御領内中ニ数多有之、彼者田地相返候得ハ、其外之例ニも罷成義ニ御座候間、弥相返不申筈ニ可申付と奉存候」とされるように、同時期には永代売買にまで行き着くような藩権力が把握しえない土地移動の広範な展開があり、それを阻止するためのいわばみせしめとしての処置であつたことが知られるのである。

一方、百姓にとつては元禄一一年の永代売買では銀三〇目と米六俵と質地書入の際に比べて極めて安価に、かつ米を代償として売買されていくことから明らかなように、元禄八年の飢饉以降当面の生活の維持のために田地を手放さざるを得ない状況が窺われる。こうした状況は夫食あるいは種籾の貸与とその返済をめぐるより深刻化することとなる。宝永二年三月一日の郡奉行「野宮理右衛門・対馬万右衛門・長尾戸左衛

門覚書」および「勘定奉行武田源左衛門覚書」によると、元禄一六年・宝永元年が「豊年」だつたために「夫食拝借取立」を例年より「余慶」に行いそれは藩の目算では「三万石余」に達した。これを達成するため「上納成兼候族ハ抱地取上入替候得而も上納可仕」と返済不能の百姓の土地取り上げさえ行われるに至つたのである。一方、こうした苛酷な取奪は、翌年の再生産保障として「来耕作夫食、打発より植付草取迄」の「夫食拝借」必要量を一万七千石見積もらなければならないという事態を招来するまさに矛盾に満ちた結果を生んでいる。あまつさえ同年一〇月一八日には家老自ら郡奉行長尾戸左衛門に対し「当年不作ニ付右之通(三万石)出兼」と当初の「夫食拝借取立」計画が不可能となつたことを表明しつつ、「上所三庄之内拾貳組」から「三万石之内一万五千石、只今右之上所之内ニ而急度取立」を命ずるに至つている⁽⁹⁾。

元禄五年の場合について先に検討した所では、新田地帯や外が浜は生産が不安定であり特に種籾を必要とし、加えて外が浜は不作を引き起すヤマセの影響を受け易いことから夫食としての米を必要とせざるを得ない。しかし古村部ではいづれの必要もそれほどもなく、また流通過程から米穀が得られることから錢による貸与が主であつた⁽¹⁰⁾。この「上所」とは弘前を中心とした古村部に外ならず、他の農業生産の振るわぬ諸地域の夫食返済が転嫁される形で「取立」が強行されたのである。

この過程から、全領的に取奪が農民経営における剰余部分のみならず再生産部分にまでおよび、百姓は再生産のための領主による保障に依存せざるを得ず、その返済が強制されることによつて経営破綻に及ぶという図式が浮かび上がってくる。その結果は、自己占有地の占有権を抵当

とする高利貸活動、すなわち藩権力自身が認めざるを得なかった前述の質地小作関係の展開であり、それは土地永代売買の盛行にまで及んでいたのである。さらには「抱地取上入替」による農民経営の破綻そのものがあり、そうした百姓潰地の処理が大きな問題となってくる。そうした事例について次に検討したい。¹²⁾

(一) 宝永四年正月二二日「郡奉行申立」。

一、対馬万右衛門申立候ハ、

一、田方一町八反八畝八歩

百姓堀越村序助

一、畑方式反七畝廿三歩

右同人

一、家老軒

右同人

右代銭、式百七拾壹匁五分五厘

高無堀越村半四郎

式百參拾目三分壹厘二毛

右ハ序助、去戌年御取納米之内拾俵壹斗八升七合五夕不納分、

但老俵ニ付式拾式匁直段にて差繼上納被仰付度奉存候、

四拾壹匁式分三厘八毛

右同人戌年種・夫食拝借不納分之内、老俵三斗四升九合七夕

八才、老俵ニ付式拾式匁直段ニ而差繼上納被仰付度奉存候、

右ハ序助去戌年御取納米之内不納相立潰百姓罷成候付、抱田畑・

屋敷共旧冬奉伺入札被仰付候付、近在組々江入札之義申触、足輕

目付佐野儀右衛門立合ニ而開申候処、前書之通堀越村高無百姓半

四郎高札御座候間、右之通御取納不納分并諸拝借共差繼上納、其

外御差引可被仰付哉と申立候付、民部江相達之、万右衛門申立之

通申付候旨書付ニ而吉村弥三左衛門江遣之、其段万右衛門江申遣之、

(二) 宝永四年正月二七日「郡奉行申立」。

一、郡奉行覚書ニ而申立候ハ、

一、田方式町六反四歩

田中村仁兵衛

一、畑方式町老反三畝拾八歩

右 同人

一、家老軒

右 同人

一、米五石四斗三升三合壹夕

右同人去戌年
御取納未進

内

四石七斗七升但老俵付式拾式匁直段、此代銭式百六拾式匁三分

五厘、右ハ田中村長九郎入札之表如斯御座候間、右直段ニ而差

繼上納被仰付、尤仁兵衛抱田畑家屋敷共右長九郎被仰付度奉存

候、

残而

六斗六升三合壹夕 御差引被仰付度奉存候、

右ハ大光寺組李平村・田中村百姓七人、去戌之年御取納之内不納

相立潰百姓罷成候付、抱田畑・家屋敷共旧冬奉伺入札被仰付候付、

近在組々江入札申触候処、右之内田中村助九郎・仁兵衛、李平村

清兵衛、此三人抱田畑・家屋敷入札出候二付、去十二月十五日足

輕目付佐々木全左衛門立合ニ而披申候処、助九郎抱田畑高札ニ而

旧冬片付被仰付候、仁兵衛・清兵衛入札ハ安札御座候付、今一心

入札入置、其外望人無之分も当月迄吟味致僉儀可申上之旨代官江

申渡置、只今迄傍相触申候得共望人無之由別紙之通申出候、依之仁兵衛抱田畑入札旧冬披候表前書之通御座候間、此者抱田畑・家屋敷前書之通片付被仰付度奉存候、且又清兵衛抱田畑入札二仕候者ハ青盛江引越申由御座候間、弥仁兵衛外五人之潰百姓共御收納不納分并諸拝借共御差引、抱田畑ハ当作より村中江割地被仰付、

尤代官仕切勘定相立候様二宜御沙汰奉願旨、对馬方右衛門・長尾戸左衛門・樋口善兵衛申立候付、民部江達之、右三人申立之通申付候旨申達之、代官斎藤弥次兵衛・角田宇左衛門書付共、吉村弥三左衛門江遣之、

ここに挙げた(一)・(二)の史料はいずれも「去戌年」、すなわち宝永三年の年貢未進を理由に経営破綻した百姓地の処理を内容としている。これによって「潰百姓地」に対しては、「近在組々」への「入札」によって新たな耕作者が有付けられていったことがわかる。ただ、注意しておきたいことはこの二つの史料が『国日記』のなかに特に記録されているのは、前者では新百姓が「御收納不納分并諸拝借共」に一俵二二匁換算での「差継上納」と、「其外御差引可被仰付」る事を条件として求めたこと、後者では「潰百姓」となった「大光寺組李平村・田中村百姓七人」のうち三人について「入札」を行ったものの藩の期待したような「高札」となったものは一人分に過ぎず、このため「仁兵衛外五人之潰百姓共御收納不納分并諸拝借共御差引、抱田畑ハ当作より村中江割地」を申し付けるためである。したがって通常は「入札」の主体は、代官―郡奉行という地方支配機構であり、そのなかで処理されていたものと考えられる。ここに掲げたものはあくまでも同機構のみでの判断が不可能な事例であ

ろう。しかしこの事例から、「潰百姓地」の「入札」の際には新百姓が年貢未進分および夫食等拝借分をそのまま引き継ぎ皆済が義務付けられていたこと、潰地に対する希望者がない、あるいは「安札」など「入札」による百姓潰地処理が不能の場合は、村中への「割地」という方法が取られていたことが知られるのである。

このような状況に宝永初年の津軽領はあつたのであるが、宝永五年以降、明確な形で矛盾が露呈されて来る。その契機は『国日記』宝永五年八月一九日条に記される城普請課役である。

一、御城御普請二付、来夏御公儀江御願被仰立、御家中浦々共御手伝等之儀、今日於御城鷲之間、長柄奉行以上一組より老人宛罷出、月番御家老杉山八兵衛被申渡、普請奉行より寺社奉行迄御用人月番より切紙遣之、

一、右之内御近習小姓より御役者触頭迄、序右衛門宅二而申渡之、右申渡之書付之趣、左記之、

被成御意候ハ、当御城之儀、先年雷火二而炎上之以後御普請之儀無之ニ付、屋形様若年之御時分より被為懸御心候処、差当候御公用傍差統、其後ハ御勝手方も諸事差支之時節故、今以御普請も無之候、御数代此通被差置候事御氣毒被思召候間、来夏御願被仰上一両年中御普請可被仰付と被為思召候、依之御家中并町・在々迄当暮より御手伝差上候様被仰付候、委細別紙之通御城御普請と有之候得ハ格別成御用二候、何も為真加被下置候御擬之内書付之通差上候様各并組支配中江も可被申渡候事、

子八月

寛

一、御城御普請御手伝之儀、御家中知行六ツ成之分一損通御取替可差上候、五ツ成・四ツ成之分ハ六ツ成一損之割を以差上可申事、

但、御返済之儀ハ御普請相濟候年より拝借有之面々ハ差引被仰付、拝借無之分ハ連々御返済可被成下候、

一、百石以下之分ハ五步通御取替可差上事、

但、御返済之儀ハ右同断、

一、切米取并扶持方取之分ハ三人扶持以上拾ヶ一御取替可差上事、但、御返済右同断、

一、御普請中御家中より御手伝人足之儀、六ツ成百石ニ付壹ヶ年拾貳人宛出可申候、但、六ツ成以下、知行・切米共右之割合を以出可申事、

一、人足之儀、年式拾より四拾迄之者出可申候、若相定候人足之外為勝手出候面々、一日老人老叟二分宛日雇錢月切被下置候事、

右之通、当暮より御普請中年々滞無之様各并組支配迄急度可致申渡候、人足之儀ハ御普請御取付之節より無滞差出可申候、以上、

子八月

惣司取御家老

森岡民部

御用人

館山善左衛門

役人郡奉行

長尾戸左衛門

町奉行

木村八左衛門

勘定奉行

武田源左衛門

御城就御普請方御用、右之面々被仰付候故、御普請之義大御用

之儀有之候間、相定候御手伝之外志有之、御手伝も差上度者何品

二不寄働次第差上可申候、左候ハ、戸左衛門・八左衛門・源左衛門江可被申達候事、

子八月

右之通今日、杉山八兵衛并丹野序右衛門申渡之書付、一組切或八月番両一人宛申渡、書付も相渡之、

周知のように、弘前城は慶長一六年に津軽信枚によって完成された本丸・二の丸・三の丸・内北の郭・四の郭・西の郭と三重の堀をもつ平山城である。このうち天守閣は五層の規模で本丸南西隅にあったが、寛永四年九月に落雷をうけ焔硝に引火、大爆発によって文字どおり四散したと伝えられる。¹³⁾延宝四年の「弘前城之図」からは、その後は南東の隅櫓を天守として代用していた¹⁴⁾と考えられている。

この「御城御普請」の「御意」のなかにおいては、「当御城之儀、先年雷火ニ而炎上之以後御普請之儀無之」とあり、「御城御普請」とは石垣など付属する設備等の単なる修繕ではなく、寛永四年に焼失した天守閣の再建計画であったことが明らかである。この宝永期に至ってなぜその再建が具体化したのか、またどのような天守閣を再建しようとしていたの

かは明らかではない。史料中では、「屋形様若年之御時分より被為懸御心候」とこれが藩主信政のかねてからの願望であつたと述べている。事実、他の史料によつても信政個人として祖父信枚の意志を尊重したことがうかがわれる。⁽¹⁵⁾ 信政に主導された藩権力中枢が客観的にはともあれ、明暦二年に襲封以後彼の生涯の官爵となつた従五位下・越中守を受けた万治元年から五〇年を数えるこの時点を、その治世の節目と考えたのではないかということも挙げられる。また弘前では元禄九〜十二年、宝永二〜四年にかけて郭内武家屋敷の郭外移転がおこなわれ、重臣層も城下に移されると共に、土淵川以東の城東地区が下級家臣を中心とする侍町になるなどの変化があり、それが一段落した時点において城下町弘前の改造の集大成として天守閣再建が計画されたとも考えられよう。そしてそれだけでなくこの時期に津軽藩では自らを「北狄之押さへ」として幕藩関係、ひいては国家支配の中に積極的に位置づけていっており、その権威の象徴化とも無関係では有るまい。

少なくともその決定の背後には藩首脳が元禄期にうけた飢饉の打撃から宝永五年段階において財政的には立ち直つたと判断したことがあろう。その財源については「御意」によれば「御家中并町・在々迄当暮より御手伝」によつて賄うことを明らかにしている。具体的には第一に、「覚」に示される家中からの「取替」、知行米の借り上げである。その基本原則は「御家中知行六ツ成之分一損通御取替」である。「一損通」とは、正徳三年の場合について「御家中いつそんとり被仰付、百石二付廿五俵被召上候」とあり知行百石につき二五俵を借り上げることである。⁽¹⁶⁾ したがつて「五分通」の百石以下では二・五俵の借り上げとなる。このほ

か「手伝人足」として「六ツ成百石二付壹ヶ年拾貳人宛」も課せられる。しかもそれは知行米の「取替」とはことなり、それ以上の出役も「勝手次第」とされ、やがては「志」しのほどが問われ兼ねないもので、この「手伝人足」の規定は最低限を定めたものと理解されよう。こうした家中からの借り上げと出役を内容とする「手伝」の強制は、本章の冒頭の宝永二年、桜庭太郎左衛門「建白書」に見たように権力中枢からはずれた家臣層が「家中困窮」と支配層内部での不公平の増大を認識させている状況にあつては、これを主導した藩中枢への不信任を募らせていくこととなろう。次章で検討する桜庭の宝永六年の「建白書」はまさにそれを明らかにする。

一方、農民層・町人層への「手伝」として以降三年間、まず高掛かりに「御城御普請」料として十石につき五匁が課せられている。広田組では三貫八七六匁の上納となつたという。⁽¹⁷⁾ こうした新たな収奪もさりながらこの期の農民層と農業生産にとつて問題となつたのは、前述の夫食・種籾などの「諸拝借取立」が「御城御普請」の財源として位置付けられていったことである。

一、青盛昨日相立候飛脚今朝到着、民部方より申越候通、両奉行江申渡候書付之覚、

覚

当年在々諸拝借取立之内、御城御普請方江入候積ハ不及申、惣而当年ハ在々諸拝借之分三万石、員数取立候様ニと被仰出候事、

九月十三日

惣郡奉行中

惣勘定奉行中

右之趣、長尾戸左衛門・木村八左衛門・武田源左衛門江も無油断
取立候之様可申渡之旨民部より申来候二付、平右衛門より申渡之、
この『国日記』宝永五年九月一三日の記事によれば、三万石と見積も
られた「御城御普請」の財源として「諸拝借」の取り立て分があてられ
ている。しかも同八月一九日条で「御城御普請」の「御用」担当を命ぜ
られている長尾戸左衛門（郡奉行）・木村八左衛門（町奉行）・武田源左
衛門（勘定奉行）がその「取立」に関与するように指示されている。

これは元禄八年の飢饉以来、不作が続いていた藩財政にとつて、単なる
収奪量の低下分の補填にとどまらない、明確な目的をもつてその実現を
期すべきものに夫食・種籾等の「拝借取立」がなつていったことを意味
する。本章に見た農村状況はこの「御城御普請」の進展とともにより一
層、百姓成立をめぐる混乱していくこととなる。

二、「御城御普請」をめぐる

——宝永六年『建白書』と政治過程——

宝永六年にいたり桜庭は再び長文の『建白書』を藩庁に提出した。本
章ではそれが提出されるに至つた過程、宝永五年の藩政の動向の検討を
試みたい。

乍恐以書付奉言上候、御家中并在々之儀、至当年ニ至極困窮仕
候、右ハ上ニ無據御入用之義被成御座候上、御勝手方被遊御差詰
り候ニ付、去暮御家中大小之諸士御給分之内ヲ奉差上候故右之通

(第一条)

一、御国・江戸・上方共ニ御家中御給分之事、

御知行高百石ハ、六物成六十石ニ而四斗入百五十俵ニ而御座候、

百五十俵より 三ヶ一 五十俵差上之

俵子 但三斗五升入十ヶ二

百俵より 式十俵差上之

御切米 同右

壹両より 拾式匁差上之 但高五両より

壹両宛上ル

御扶持 同右

壹人扶持より 七斗式升差上之 但五人扶持より

壹人扶持宛上ル

御役料

其高之半分差上之

右之通御家中大小共ニ奉差上之候、

(第二条)

一、惣而壹人扶持ト申儀、於御家一日黒米ニ而五合之積ニ被下置之
候、是ヲ朝夕兩度之食ニ仕候へハ片食式合五夕之積ニ而御座候、

下々迄も少ハ精申候ニ付、突減有之物ニ御座候、然共夫ヲ飯ニ焼申候へハ大方三盃ニ罷成候、下々ニ而実も無之汁計、或ハ塩計ニ而給之候者ハ右之式合五夕之飯定食ニ仕候、江戸廻ニ而も左之通ニ而御座候、右之内十ヶニ差上之候故、一日四合之積ニ罷成候、片食黒米式合宛ニ御座候、江戸廻ニ而も片食式合之積ハ女扶持ニ相渡候由、左様之義故御中小姓類より以下之足輕以下之面々難儀仕候由及承之候、

(第三条)

一、御知行ハ高百石・六物成之御定、現米六拾石ニ而御座候、是ヲ一ヶ年ニ配当仕候へハ一日ニ壹斗八合程ニ相当り申候、是ヲ錢ニ仕候得而ハ三百三十文ニ罷成候、右之内家内十人共御座候而ハ朝夕兩度之食五升入申候、相残ル五升八合三分、是ヲ錢ニ仕候得而百六十五文ニ罷成候、味噌・塩・薪等ニ仕候積ニ御座候、是ニ而毎日之入用之料ハ調申積ニ而御座候得共、其身を始家内之者衣類、召仕之切米等遣シ申分無御座候ニ付、片食ハ粥を給、或ハ非番ニ而在宿之節ハ召仕之者ヲ山野江遣シ薪等を為取候而漸相統申儀ニ御座候、尤百石十人之積ハ中分之積ニ而御座候、其家ニより十人余ハ御座候得共、十人より少ハ希ニ御座候、乍去高五百石ニ而五十人、千石ニ而百人之家内ハ無御座候、

(第四条)

一、先年小身之御物頭江高三百石之格ニ御役料被下置候、旧冬被仰付候御物頭江御知行百石之面々御役料七十俵被下置候、御役料ハ半分差上候御定故、七十俵之内三十五俵差上之候、御知行百石之

面々三十五俵之御役料ニ而ハ御役義手張申積ニ而御座候、右之訳ニ御座候得共、乘馬立不申、何時も鐘相止、一償ニ而も相勤候様ニ御座候ハ若ハ続可申候哉、御役儀故江戸御使者登等被仰付候節ハ必至と手支相見江申候、御国ニ而も青森在番相勤候面々ハ少々物入も御座候様ニ及承之候、

右之通ニ御座候へハ小身之面々、別而統難儀仕候様ニ相聞江申候、然共此節大小共ニ何も御奉公ト奉存相統之覚悟專一ト及承之候得共、先年之不作以来御家中数年差語り、武器其外家財・衣類様之物迄も少も余分御座候面々ハ質物ニ差遣シ、或ハ払候而只今左様之働も不罷成候由、乍去於御国勤番一通り之御奉公ハ如何様ニも相統相勤り申積ニ御座候得共、少も物入御座候御用、誰々も差支申儀と相見江申候、

(第五条)

一、先年於柳嶋御定被遊候ハ、御知行高三百石之者金百兩遣之ト被遊御聽候、過分成義ト私共江も御咄拜聞仕候、御尤至極ト奉存候、乍憚此段ハ下之義ヲ委不被知召候故と奉存候、高三百石之面々江戸詰之御定上下十人・馬壹疋ニ而御座候、道中上下路金式十八兩、片道中十四兩宛、

江戸逗留一ヶ月式兩宛 馬之飼葉一ヶ月三分
右十四ヶ月ニ三十兩 味噌壹斗五升 一分

薪・炭・油 三分
汁ノ実ノ類 一分

家来九人
切米式兩宛ニ積一ヶ年十八兩、御下向之年ニハ三ヶニ遣シ申候ニ付、

此分十二兩、合テ三十兩、都合八十八兩ハ不得止入用ニ御座候、其外江戸到着之節御長屋内々之雜具諸色、其身之衣類等ハ中々十二兩計ニ而足申事ニ無御座候、然ハ別而前後百兩之積ニ罷成候、面々不覺悟ト申上候計之義ニ而ハ無御座候、ケ様之訳故下々も勝手統兼申儀ニ御座候、

(第六条)

一、江戸勝手之面々御知行、是又御用分差上之残所百石ニ付金子十六兩計ニ罷成候様ニ及承之候、去々年等ハ百石ニ付金三十兩余ニも相成候由及承之候、一倍之違ニ罷成候、御扶持も三人扶持以上八十ヶ二宛差上候

(第七条)

一、佐藤軍太夫義御知行百石ニ付、当年之儀、忪ヲ脇江相頼、娘ヲ奉公ニ出シ、其身夫婦・召仕壹兩人ニ而可相勤処何方江か申越候由及承之候、江戸ニ而ハ左様之手廻も罷成候儀相見江申候、御当地ニ而ハ子共大勢在之面々、左様之取置も難仕儀御座候、

(第八条)

一、江戸御屋敷之様子も売買人之出入も少ク、殊之外御家中手詰同様ニ相見江申候段及承之候、

(第九条)

一、去年上作ニ付、在々より大方如御定御年貢収納仕候由、其上先年より之拝借其外御普請御用銀迄上納可仕旨ニ御座候而差上之候由、尤百姓入代り之者共も其家并田地ニ付而之拝借等ハ其身不存儀迄も不及異儀差上候由、然共百姓ニより何とそ子細有之過分ニ

拝借等多在之者ハ、右上納仕兼、農具・家財迄差上之、其家・田地ヲ捨テ逐電仕候者所々ニ在之由及承之候、常盤組之内五林村ト申在郷、百姓二十五間御座候由、右之内十八軒家ヲ捨逐電仕候由、其外所々ニ其類御座候様ニ及承候、

(第一〇条)

一、右之義ニ付御年貢・拝借等迄上納ハ仕候得共、当年ニ至り田地仕付候体無之者も余程在之、只今ハ田地差上候段申由、依之御代官共色詮義仕候由及承之、

御年貢ハ其年之作之出来様を以上納御定之訳ニ御座候、拝借も無規義御詮義之上、其百姓毎ニ立合見分之上被仰付候事ト及承之候へハ拝借之訳ニハ間違も無之義ト奉存候、返上之節百姓之身体様子を以上納可相成程ヲ考、若一年ニ罷成候ハ二年ニも、乃至三年ニ成共上納為仕候ハ百姓も立、御損ニも罷成間敷儀ト奉存候、先年不作之節於江戸御願より以前ニ壹万俵之御救米御拝借被仰付之候訳も御座候得バ、百姓風情ニ而も及困窮候仕置ハ、必竟御為ニ罷成間敷ト奉存候、御役人中より之申付、若不要候ハ御代官意行違可有御座候哉、庄屋・名主ハ猶以当座一己之為計を奉存、全御為之筋ハ心付不申儀も可有之御座哉と奉存候、

(第一一条)

一、右申上候通、於村々逐電之者、或ハ田地ヲ差上退者有之、其分ハ田方捨り申候ニ付残居候其村々之百姓共ニ割付候而是非共二田地ヲ荒シ不申候様ニ植付候様ニとの沙汰御座候由及承之候、是又

御当地之百姓ハ面々抱地之種・夫食をさへ持合兼候者御座候へハ、御役人中之申付之通畏植付候ニ罷成候而も稲足遠ク、或ハ養等之仕込存儘ニ無之、一・二・三番迄之草取候義も不及手ニ程ニ罷成候へハ、秋之実成不可然段、只今相知申候、

(第一二条)

一、右御詮義之上、種・夫食拝借も被仰付不勝手之百姓共迄も御威光を以田地ヲ仕付候様ニも以後可被仰付候哉、然バ年内在々殊外騒動仕大勢難義ニ奉存、未々御役人共仕方不宜候故、上之被遊方御無理之様ニ下々ハ奉唱、御領之百姓以下及逐電等ニ他国江相越候様之類皆以御損ト奉存候、不作以来も数ヶ年之事ニ御座候、年々被遊御養育置候其害(甲斐カ)も無御座義ニ罷成候、

(第一三条)

一、御田方之義、上方向之様ニ不罷成儀も御座候哉、古より田地も多抱、身上宜ク過候百姓ハ少、常体之百姓之分ハ種・夫食拝借被仰付候義御座候而、百姓共ハ御威光故田地ヲ仕付、其年御年貢取仕、右拝借之分も少々御利足ヲ差添上納仕候由、然処御利足之分困置候而其翌年よりハ種・夫食ニ手支申候百姓ニハ右之御利足之御米ヲ以拝借為仕、秋ハ御利足ヲ差副上納為仕候様ニ仕候故、百姓之差支ハ上ニも不被聞召様ニ罷成、百姓も立、扱又件之御米及数年大分之御米高ニ罷成候由、然ヲ以前之御役人共了簡ハ右之御米ハいつとも御用立候義ハ何之差支も無之訳ニ而候へハ、弥困候而若不作等之節百姓等御救米ニ可被成事ト申合置候由、然所廿ヶ年計以前之事ニ而御座候哉、右之御米も不殘御蔵江取納候由、

其頃件之儀仕候者ハ無キ物ヲ其身之働、才学を以一廉之御為ヲ仕候様ニ存、上之御役人中も左様ニ被存候様候事も御座候由及承之候、左様之義ニ而十五ヶ年以前之不作之節も百姓之差支、一入上之御世話ニ罷成、御物も多入候様ニ及承候、

(第一四条)

一、先年不作之砌、在々百姓共多餓死仕候由、夫故翌年ニ至り右之分ハ田方仕付候者無之候ニ付田地捨り申候由、然共前々より百姓之内ニ而身上宜者共も御座候ニ付、抱地之外ニ右之田方明地少宛受取作仕候由ケ様之義ニ而御田地之捨りも無御座訳ニ罷成候へ共、明地ハ尔今有之候様ニ及承之候、

(第一五条)

一、猿賀村之内田地捨り有之候処御座候由、七ヶ年已前右開発仕作仕付可申候間、仕付候年一ヶ年御年貢御免被下様ニと申出候百姓有之、其者之如申立候相叶仕付候処、元より上田故其年作能出来仕候由、然所其年より御年貢為致取納候由、因茲右百姓殊之外難義仕、翌年より右之田地ヲ差上之作相止候由、其後作人出不申右之田地尔今捨り御座候由、是ハ横嶋遊明縁者之由、先此横嶋遊明物語ニ而承之候、忽而田地等仕付候義其百姓分限ニ応物入有之物之由申候、然ハ新田ハ勿論之義古田ニ而も一ヶ年も打捨置候地ハ猶以手間も入申候由、然共百姓ハ地方ニ不救罷在候得バ、永代之重宝ニ罷成候義故色々之才学を以入用之具ヲ借集メ右之通作仕候義故、仕付候年ハ物入之分借方ハ致返済、翌年よりハ自力ニ田地之仕付も仕候訳ニ而御座候由、然ハ其年々之作之出来善悪ニよ

り御年貢之収納ハ増減御座候共、田地ハ元より不荒、百姓も立申
訳ニ御座候由、然ラ最初ニ言分相違ニ用捨無之御為ふりニ御年貢
ハ取立候へ共、其百姓迷惑仕、翌年より田地差上ケ弥今捨り有之
段ハ、其時々之御役人取扱不宜故永々御損ニ罷成候、

(第一六条)

一、去年於青森町中より御用金差上候様ニ被仰付、何も割付之通ニ
差上候様ニ及承之候、然所町人之内御用金ハ差上候へ共身上つふ
れ候而家ヲ捨テ直ニ上方江退候者兩人御座候由、去秋青森江私用
之事申付召仕遣候処、同所大町と申所之竹内理右衛門と申者物語
仕候由ニ而承之候、弥左様ニ御座候へハ、其者江過分之御取替金
割付候故之義身上つふし申候物と相見江申候、在々并町共ニ下々
住居仕安キ訳ニ存群候ハ可然奉存候、右之通所ヲ離職仕候類ハ
永々之御為罷成間敷と奉存候、ケ様之義、其所々御役人若ハ不吟
味故ニも可有御座候哉と奉存候、

(第一七条)

一、於浦々ニ御役銀取立候義、如御定御役人共無油断様ニ相聞江申
候、然共右之義ニ付御領分中売買物諸色払底高直ニ罷成候様ニ及
承之候、

売買物高直之訳ハ御国ニ而ハあへて上之御差支之義ニ罷成間敷
候哉、左候へハ弥無用捨御役銀取立候義專一ニ奉存候、乍去御
役銀取立少之御免も有之候へバ、夫ニ随テ舟数着岸仕候訳も御
座候、於爰御役銀も舟数ニ而取立候而、上之御為ニも罷成、其
所も繁昌仕、諸色沢山ニ罷成おのつから売買物も下直ニ罷成候

へハ、下々も事足潤ニ罷成候訳も御座候様ニ及承之候、

(第一八条)

一、旧冬より以前無之品ニも出入之御役銀出候様ニ罷成候由、例年
只今頃松前よりしんと申魚多參候而下々之重宝ニ罷成候、先頃
も松前より右之にしん參候処、一駄ニ付銭式匆宛之御役銀取立候
由、依之其後にしん不參候様ニ及承之候、万事此訳ニ而御座候、
右之通ニ御座候、以上、

宝永六己丑年

正月

桜庭太郎左衛門

宝永六年正月の日付のあるこの『建白書』においては前書部分では、
度重なる給分の借り上げをめぐって「御仕置之御手伝筋、万一思召ト間
違之儀故ニ而も」と藩政の当局者たちによって、「深切」である藩主の意
向が曲げられているとの疑念、あるいは批判を込めて提出されたことが
明らかにされている。

第一条から第八条までは家中の窮乏状態を詳細に記したもので、下級
藩士ほどその度合がひどく役料も半分以上納されているために勤にも差し
支えること、なかには家族を奉公等にだしているものさえあり、こうし
た噂から江戸では藩邸への町人の出入りさえ少なくなつたとしている。
第九条から第十五条は、当時の村落と農政をめぐる問題の指摘である。
「御定年貢」のほか拝借分や「御普請御用銀」、すなわち「御城御普請」
役銭賦課によつて不納百姓が「入代り」となるが、その不納の拝借等の
上納が、その跡地に有付けられた新百姓に義務付けられるために、新百

姓も過重な収奪に耐え兼ね「逐電」に及び、常盤組五林村では百姓二五軒のうち一八軒が「逐電」したという。そうした「逐電」跡地は村毎に百姓に割り付けられるが、「御当地之百姓ハ面々抱地之種・夫食をさへ持合兼」ぬるありさまであり、自己の耕作能力を超える農地を割り付けられることによつて耕作遅滞を引き起こし、ついには不作に結果する。こうした「用捨無之、御為ふりニ御年貢ハ取立」るやり方について百姓は「上之被遊方御無理」と批判をあらわにしていること、「逐電」した百姓は「他国江相越候様之類繁」くと多くの逃散先が藩外に及んでいることも指摘される。この危機的な状況への対策として拝借利足分の「種・夫食」への充当策や、不作の結果の「捨り地」・「逐電」跡地の年貢の軽減や年期休みを述べる。

第一六条から第一八条は町支配・流通に関する指摘である。宝永五年の青森への御用金賦課によつて町人のなかには「過分之御取替割付」のために「身上つふれ」となり退転する者も出ていること、「在々并町共下々」が住居し難い現実から「離散」して行くことが示される。また、領外からの移入品に対する役銀の過重が入津する船数の減少を招き、それが「売買物諸色払底高直」の原因であり、松前から移入されて「下々之重宝」となっていたニシンは一駄につき銭二匁を課した結果、全く移入が途絶えてしまったという。

前章で見たように、この「建白書」が出された宝永六年正月以前に於いて藩政に最大の問題を引き起こしたのは、唐突な弘前城天守閣再建Ⅱ「御城御普請」計画であった。家中の窮乏化と農村荒廃は一層進行し、宝永二年の「建白書」と六年のその質的な相違もそこに起因すると言っ

てもよいであろう。そして、宝永五年八月一九日の同「申渡」直後から、それをめぐる政争が始まったのである。

宝永五年一月三〇日、家老瀧川平右衛門は「御役被召放、閉門」を命ぜられた⁽¹⁹⁾。これに連座した者は家老大湯五左衛門・郡奉行対馬万右衛門・寺社奉行岡三太左衛門など四二人に及んだ。この理由については『国日記』はただ「近年ハ勤方不宜」とするのみで、ほかに『津軽歴代記類』は一七ヶ条の申し渡しがあつたとしているが内容は不明である。

これについて極めて興味深いのが南部藩家老席日誌『雑書』に記された宝永五年二月三日付けの「津軽風説書」⁽²¹⁾である。

一、津軽風説書小枝差又左衛門持参之写、

一、瀧川平右衛門殿 御家老

身帯千四百石

越中様御姪聲之由、先達而申上候通尔今閉門至、此頃御扶持方式拾人扶持被下候付、御家来共右之御扶持二応し被差置、過人数ハ皆御暇御出シ上下廿人ニ而稠敷閉門之由、科ハ何とも知レ不申候得共、青森ニ御新宅御立可被遊と御意被成候を御無用ニ被成可然と諫言被成候、夫故かと申成候由、其外申成候ハ十二・三ヶ条も御意ニ懸り候御事有之様申成候由、慥ハ相知不申候、

一、大湯五左衛門殿 若家老

身帯四百石

先達而申上候通稠敷閉門之由、御扶持方四人扶持被下候付、御家来共過人数ハ皆御暇御出シ上下拾人ニ而御座候由、科ハ御城御普請錢御百姓共江拾石二付銀拾五匁被申渡候処、もち田と

申村之肝煎申上候ハ左様ニ而ハ御百姓共殊外引詰罷有候間、御了簡被下度之旨訴訟申候得ハ、被仰付候儀違背ケ間敷申候由ニ而籠舎御申付候由、其以後御前より右之村肝煎御呼被成候処、子共罷上親ハ右之次第ニ而籠舎罷有候付私依御召罷上候由申上候得ハ、五左衛門我儘成致方と被成御意、右之通閉門被仰付様風説仕候、

一、平右衛門殿・五左衛門殿閉門故、津輕ニ而三家と寺社方三ヶ寺御訴訟被申上候ハ、右兩人何様之子細ニ而閉門被仰付候も相知不申候得共時分柄御用も差支々々迷惑仕候間、拙僧共ニ御免被下度旨色々被申上候得ハ、越中様被仰候ハ散々之不調法とも有之申付候間構申間敷由御意ニ而、三ヶ寺無手持致退出候由、右之通故何時御免可被成も相知不申由、

一、盛岡民部殿

身帶貳千三百石

一、大道寺隼人殿

身帶千七百石

一、津輕韃負殿

身帶千石

此衆中江被仰付候ハ、先年青絶之節御領分不殘御助米被下候、右之御米当年中急度無懸取上可申候、其上御城御普請錢町屋ハ一軒銀五匁、百姓ハ拾石五匁、是又当年中取上候様被仰付候故、三人一同被申上候ハ、左様ニ而ハ下々之困窮之節迷惑可仕候間、御助米八年賦ニ而御取上可然と被申上候処、以之外御立腹ニ而

御老中も無手持下宿、夫故カ御用之議も前々之通相済不申候由申成候、津輕町屋ハ小間六軒ニ而一軒屋敷之由、銀ハ老匁六拾錢之由、

一、津輕万右衛門殿 郡奉行

身帶三百石

稠敷閉門之由、科之次第一切相知不申候由、

右之通、風説承候ニ付申上候、

十二月三日

湯瀬新右衛門

小枝差又左衛門様

儀俄忠右衛門様

右之通、小枝差又左衛門持參、

これによると、瀧川平右衛門は青森への「御新宅御立」の「御意」への諫言が原因であり、大湯五左衛門は「御城御普請錢」賦課に「御百姓共殊外引詰罷有候間、御了簡被下度之旨訴訟」した「もち田」村肝煎を独断で「籠舎」したことよつてゐる。また盛岡（森岡）以下の老臣は先年不作の際の拝借米と「御城御普請錢」取り立てという藩主の意向に、「下々之困窮」を理由に拝借米の「年賦ニ而御取上可然」旨を上申したところ、藩主信政の怒りを買つて下城せざるを得なかつたという。

この「風説書」は、「もち田」村に該当する村落がないなど、細かな点に至るまでの信憑性については問題があるが、この一件をめぐる大体の理解を可能とするものと言えよう。少なくとも明らかかなことは、この一件の背景には「御城御普請」があり、それに消極的な重臣層が一挙に除外されたものと考えられることである（青森の新宅建設については確認

できない。むしろ「御城御普請」に代表される信政の施政に対する批判としてとるべきであろう。ただし、大湯五左衛門の立場については不明。彼らの対極には、藩主信政と「御城御普請」に積極的に対応して行ったグループの存在がある。桜庭『建白書』において批判の対象とされる「御役人」がそれに相当しよう。それは何より「御城御普請」の実務を担当していた武田源左衛門らの天和・貞享期以来、郡・勘定方を掌握してきた出頭人グループ²²であり、少なくとも藩主信政の意向をうけてこの間の諸政策を遂行してきたものと考えられる。

この段階の支配層には、かかる藩主―出頭人グループ、瀧川等の門閥層、桜庭が指摘するような困窮の度合いを強める譜代集団および下級藩士集団があり、階級的には質地小作関係が急速に展開しつつある農民層が対置している。その階級間および階層間の矛盾を一挙に表面化させたものが「御城御普請」問題であったと言えよう。それに対する政治的立場は第一の集団が積極的な推進派であり、第二のものは消極派、および第三の、それを機に窮乏の度合いを強める譜代・下士層を批判派と位置付けることができよう。そしてこうした藩政の動向に一方で村役人層の越訴と、他一方で消極的ながらも「逐電」で抵抗する農民闘争が激化したのが宝永期藩政の特質である。桜庭がこの『建白書』において村落状況にも批判の目を向けざるを得なかったのはかかる事情によつていよう。

本章で取り上げた桜庭『建白書』のうち農政にかかわる部分は註(2)の別稿および次章で言及しているので、ここでは町方あるいは流通に関して簡単に触れておきたい。宝永六年二月一八日の「覚」によると、「前々差上候御用金」もいまだ返済しないうち、総計二万石に上る「今度無廻

御取替」が命ぜられている²³。それは「旧冬」すなわち宝永五年の「町・在・浦々御取替差積候分」に準拠している(表1)。

しかし、この見積もりについては同時に「先達而再三申上候通、半分も相調兼可申」と全く現実的根拠をもたないものであることも述べている。このことは逆に、この数値に可能な限り近付けるべく町・在のおかれた経済状態を無視した厳しい「取替」借り上げ強制が行われることを暗示する。一方、こうした「取替」が強制された津軽領の町の状況は宝永四年七月一〇日の「青森新町三町惣中書付」によれば新町の上・中・下ともいずれも「殊外困窮」し、とくに上新町は「諸役も勤兼、数家大破」し「家作等も仕兼、段々明屋敷ニ可罷成哉」というありさまで、「建白書」第一六条の事態が特別の状況ではないことがわかる。

表(1) 宝永五年町・在々取替割り付け見積石数

	石
弘前町	6,580
在々	7,680
青森町	2,900
鯨ヶ沢町	2,390
十三町	200
深浦町	80
今別町	140
蟹田町	20
碓ヶ関町	10
総計	20,000

『津軽藩国日記』宝永六年二月一八日条により作成。

しかしこうした全藩的な矛盾の激化と政治的対立の結末は、少なくとも宝永五年末の段階においては出頭人グループの勝利であり、消極派を放逐・制圧した後に現出したのは「御城御普請」計画の実現に向けての一層の強制体制で

あつたのである。宝永五年一月二十八日には、つぎのように藩士に対する借り上げは知行取りは「一損通」から「二損通」に、切米取りは「十ヶ一」から「十ヶ二」に強化されている。⁽²⁵⁾

一、去年御領分不作二付、御国・江戸・上方共御返済方多、只今迄無之御不勝手・御差支二付、今年御家中被下方御国・江戸・上方・共御城御普請二付被遊御借候外、知行取一損通、切米取十ヶ一、役料半分差上可申候、渡方之儀ハ四ツ成、右之内半分年内渡、半分ハ正月より九月迄月割ニ而被下置候事、

一、知行取ハ前後二損通、切米取ハ十ヶ二、役料半分差上候二付、去年・当年拝借之分ハ御取延被仰付候事、

一、江戸・上方知行取之儀、只今迄ハ御国米値段を以、金子ハ六拾目替被下候、向後ハ金拾兩ニ何拾俵と金詰之平米直段ニ而相渡候事、

一、(略)、

宝永六年の桜庭による再度の『建白書』の提出はこうした宝永五年の政治状況を背景としている。同『建白書』は消極派の放逐のあと一層強まる出頭人グループによる「御城御普請」にむけての積極的な対応とそれが引き起こした全藩的な危機的状況の指摘、それに対する懸念の表明にほかならず、それだけに宝永二年『建白書』と比較するとき社会状況全般における藩政批判の性格が質量ともに強まっているのである。

三、宝永末期の状況と家臣団の動向

——宝永七年『建白書』の性格——

乍恐以書付奉言上候、当時御家中大小之諸士并御国中百姓・諸職人・町人迄以之外困窮至極仕候、此通ニ而ハ御家之御為ニ全罷成間敷儀と拙者式迄奉存候、元来御国中三民共ニ差詰り、諸士武器・馬具之蠶を繕申義も不罷成体ニ勝手摺切り、人品客体表向計ニ罷成、実儀之武道を心掛候諸士無之詔ニ罷成候義ハ、津輕將監御仕置之御手伝仕、從御先代様之御格式相違之儀共仕候故之事ト奉存候、其上十五ヶ年已前御領分大不作ニ而、上ニも可被遊様無之、下又及難義申候へ共御給分之面々ハ御威光を以末々輕者共迄も及渴命申程之義ニハ不至候、是以来猶以段々困窮仕候段、拙者式迄何共氣之毒ニ奉存候ニ付、五ヶ年已前一通之書付を以諸人困窮之詔ハ元御役人中之筋目相違之心底有之故、一を以千万ヲ為被為案と奉存屋形様江奉言上之候、則右之書付下書奉入高覧候、誠御廉直ニ御心御仁惠厚被成御座候驗ハ、同年二月御家中御知行等御定之通ニ被仰付、其外御役人中筋目相違之義共も段々相改候処、拙者之依言上ニ可被仰出様ハ無御座候得共、思召之程不淺御儀と一人奉感心難有奉存候、心底只今も筆紙難顯義ニ御座候、因茲御国・江戸大小之諸士連々身上成立未々御奉公も相勤り可申詔ニ可罷成義ト奉恐悅候、尤御領分町々・在々共ニ隨夫ニ成立申候処、去々年八月御城御普請之思召立御座候ニ付而、御家中御給分之面々大小共二十ヶ一之積を以御手伝ヲ被仰付之候、此段御余儀も無御座御事、拙者式迄本望至極ニ奉存候、然共右之外ニ御差支之義有之詔と相見江御給分之面々大小共二又十ヶ一宛差上ヶ可申段被仰出、同年暮より都合十ヶ二ヲ奉差上候、其御飯料等之被仰付も、先規之詔とハ相違故、新役之面々難義之体ニ

御座候訳、且又在々・町々之御仕置御役人共意得違カ拙者式之不及了簡邪成義共粗承知之仕候、前後を愚意ニ相考申候而も未ニ必至ト御差支も出来仕、御家之御為ニ罷成間敷義ト奉存候ニ付度々愚意之言上恐入奉存候得共、去春右之入割細書ヲ以屋形様江奉言上之候、則右之下書も奉入高覽之候、勿論其職ニ無御座拙者式之愚意ヲ可被遊御用様も無御座義ニハ御座候得共、去年中当春ニ至リ江戸・御国共ニ困窮之至極ニ罷成候段氣之毒奉存候、千丈之堤も一之蟻之穴より破ルと申候へハ小事より大事ニ罷成儀ハ此以後出兼可申共不奉存候、当時御役人中之様子十之悪事ハ其一を揚、一之善事ハ十二も取様ニ相聞江申候得ハ、是程之訳とハ不達尊聰ニも物かと疑奉存候、

(第一条)

一、只今御屋敷御家中手詰候段、江戸中町人能存知在之候様ニ及承之候、御国之困窮迄拙者共よりハ結局委細ニ存知有之様ニ及承之候、是ハ御国ニ在之小身之侍、必至と及渴命候体ニ而難義之余りにや、御当地ニ罷在候幸人・親類在之、彼之者之方江此節之義故合力之儀ヲ頼候由申越候義有之様ニ及承之候、自他之差別も無之義とハ奉存候へ共、及渴命申体ニ罷成候ハ不及是非、千人ニ壹人ハ可有之様ニ奉存候訳ニ而他国ニ而も能相知申事ト奉存候

(第二条)

一、一昨十六日、川勝能登守様御上屋敷江被成御出、津輕鞠負・唐牛十郎右衛門被為召、御家中困窮之段被及御聞候ニ付思召ヲ被仰談候由風聞仕候、誠御深切之至ト奉存候、乍然常体江戸ニ而世間江之御勤方等之儀ハ格別、仮初ニも御仕置之筋ヲ他より為指候儀ハ御家中

ニ御為ヲ大切奉存、忠義を勤候者一人も無之様ニ奉存候へハ拙者式迄無念之至リ口惜奉存候、

(第三条)

一、去年本阿ミ光通・佐々木万次郎、先頃川原甚左衛門・小川新次郎江御合力被仰付候義御尤至極之思召と奉存候へ共、御時節柄故被思召程御尤とハ不奉存様子ニ相聞江申候、

(第四条)

一、去ル頃御家中困窮之段達尊聰、御氣之毒ニ被思召候段被仰出之何も難有次第ニ奉存候、然共御救可被遊様無御座ニ付当年より十ヶ一ヲ御免被遊候旨被仰出候、当年之御知行ハ江戸ハ七月より御国ハ当暮より被下置候、先規より之御定ニ而御座候へハ夫迄之続之段ハ御沙汰無御座義かと人々心底ニハ奉存様子ニ相聞江申候、

(第五条)

一、浅越宗祐義、三十人扶持被下之候処、数年相勤候ニ付今度新知式百石被下置候、彼者之義於森和泉守様ニ知行三百石被下候由及承候、御家ニ而ハ御知行ト御座候へハ御扶持二百石ニハ八人扶持御付被下候へハ兩種現米九十石四斗程之積ニ而、只今迄之三十人扶持ハ五十四石ニ御座候、石高四十石計之御加恩トハ見江申候へ共、近年江戸御知行百石之積り金子十三・四両之由及承候、又御扶持三十人扶持之内三ヶニも払候へハ四十兩程ニハ罷成候、左様之違も御座候上先知相違之訳御座候故難有奉存候段不申様ニ及承之候、右三ヶ条之類ハ皆思召ヲ奉請候御役人中と得詮議ヲ詰不申故、思召ト相違ニ罷成、上々之被遊違之様ニ奉唱御事ニ御座候、尤上ニも下

之存寄も被遊御間、其上之御事ト奉存候、万事天地和合之理ニ不可過ト奉存候、

(第六条)

一、當時御役人中之様子末々之義ニ構無之、当座御機嫌ニ計応候様ニ上下共ニ仕候、当分御機嫌ニ障候共全永代之御為ヲ專一ト相勤之義本意ト奉存候左様之人無之様ニ奉存候、尤上ニも此思召ハ可被成御座御事ト奉恐察候、

(第七条)

一、只今如何様ニ被仰付候而も是程に困窮之上ハ早速成立可申共不奉存候、御領分中江ハ及御手之申事難成義ト奉存候、就夫何共恐多奉存候得共十五ヶ年已前不作以來御家中并御領分及困窮申候、然共何とそト被思召只今迄ハ随分世上並ニ御勤被遊御覽候へ共、遠国之義故豊年ニ而ハ米等又下直ニ罷成諸色差支思召通ニ無之、其上近年無抛御物入も打統候而御勝手御不如意ニ罷成、弥御領分成立兼申段、急度御老中様方江も御知セ有之、公儀御勤之外ハ御使ハ御音物等迄御贈答御延引・御儉約之御断有之可然候哉ト愚意奉存候、左候ハ御勝手方并御家中之くつろきニも罷成、第一ハ当春御国御巡見之御方御廻り被成候節諸手之御控ニも可罷成御事ト奉存候、左様ニも無御座候ハ前方世上ニ而申ならし候訳ト御領分之為体相違ニ有之候ハ御巡見之御方も日頃之御仕置之訳宜様ニ不被思召候而ハ屋形様思召之筋ト違候段氣之毒ニ奉存候、殊外近年御領分中困窮仕候得バ、当年御国廻り御通之時分ハ如何被成候御役人簡ニ而候哉、御通りニ付罷出候程之御役人中之乗馬并荷物之小荷駄肉少ニ候ハ、外事ハ金銀

ヲ飾申候而も右之ニ而武之嗜、物之満足不足ハ相知可申義と奉存候へハ、責而ハ右之御沙汰ニもおよひ可然哉と愚意之趣真直ニ奉言上候、

(第八条)

一、差越申たる御事恐多奉存候へ共、屋形様ニも段々御歳被為寄候へハ五・七年之内ニも御隠居ヲも被遊、御休息と被遊候様ニと可被思召哉と乍恐奉察之候、左候ハ御隠居料も可被遣儀と奉存候、只今之通ニ而ハ一萬石ニ而も二萬石ニ而も被遣之候御高程之御譜代之侍中御はふき不被遊候ハ、左様之義も難被遊儀可有御座様ニ奉存候、又御家督ヲ被遣之候而も御領分困窮、御家中ハ貧士多思召候様ニ御事足中間敷様奉存候、此段拙者式迄氣之毒至極ニ奉存候、誠屋形様數十年御仕置ニ被遊御苦勞候之処、実ニ忠儀ヲ相勤候御手伝之人無之故カと奉存候、只今悔前非申上候而無益御事共ニ御座候、私儀幼少より屋形様御側江被召出不調法者ニ御座候処、御目長ニ被召仕御加恩被下置候、御取立被遊候処十一ヶ年已前支配方之義ニ付以外成不調法仕候処、如何体ニも可被仰付候儀ヲ被遊御免、間も無之内八ヶ年已前より御近習江被召出、段々被遊御取立候段外見実儀御重恩之至難有奉存候、然上ハ可罷成程ハ御奉公可相勤心底身命惜申儀ハ神慮ヲ以少も無御座候、左様ニ御座候得バ僭踰之罪ヲ不奉顧愚意之趣ヲも右申上候通両度迄奉言上候、此上寸志ヲ申上候段恐入罷在候、乍然又此上之於大儀ハ聊延慮可仕トハ不奉存候、是迄之義若殿様之御耳ニ奉達置之候ハ万々ニ一御用ニも相立可申哉と奉存、不顧憚奉言上候間、右之趣御披露奉頼入候、以上、

二月十八日

桜庭太郎左衛門

竹内源太夫殿

鹿沼弥三郎殿

この宝永七年と推定される『建白書』では、前書きにおいて「当時御家中大小之諸士并御国中百姓・諸職人・町人迄」の「困窮」の根本的原因、「人品客体表向計ニ罷成、実儀之武道を心掛候諸士無之」理由を、第一に「津輕將監御仕置之御手伝仕、從御先代様之御格式相違之儀共仕候故」とし、第二にそれに加えて元禄八年飢饉以来の経済的逼迫をあげている。そうしたことから宝永二年に「諸中困窮」という事態が「御役人中筋目相違之心底」によるものとした『建白書』を出したこと、それによって知行渡し方も定法通りとなりまた「御役人」の「筋目」も改まりつつあったところ、同五年八月の「御城御普請」令後、「手伝」として再び知行の借り上げ策がとられ、六年暮れにはその率が「十ヶ二」にも及び新たに「御飯料等」も命ぜられたとしている。こうして「去年中当春ニ至り江戸・御国共ニ困窮之至極ニ罷成」つたため、この『建白書』を提出したと述べている。第一条では国許の困窮については江戸・他国にも広く知られていること、第二条では川勝能登守（隆尚、当時小姓組番頭）が津輕家重臣から事情を聴取した⁽²⁶⁾が、このようなことは世間の外聞上「御為」にならないとする。第三条から第五条はまず本阿弥などへの合力米の支給が家中の同意を得られないこと、また困窮への対処として「御城御普請」手伝いのうち「十ヶ一」が免除されたものの、知行給与時期までの救済策が何ら示されないため思いの外歓迎されていないこ

と、表向き加増となっても知行米の換金率を下げていたため実質を伴わないことを挙げ、「右三ヶ条之類ハ皆思召ヲ奉請候御役人中と得詮議ヲ詰不申故、思召ト相違ニ罷成、上々之被遊違之様ニ奉唱御事ニ御座候」と藩主の「思召」が、「御役人」の無策によって伝わらず「上々之被遊違之様」、失政のようにとらえられていることを指摘する。第六条は藩当局に対する不信感の表明である。「当時御役人中之様子末々之義ニ構無之」くすべてが、藩主の「当座御機嫌ニ計応候様ニ」迎合することを第一とし、結果として「当分御機嫌ニ障候共全永代之御為ヲ專一ト相勤之義本意ト奉存候左様之人」がいないと極言する。第七条は「困窮」の事態が容易に改善されるものではなく、こうした藩の状況で巡見使を迎えて「日頃之御仕置之訳宜様ニ不思召」ることの危惧であり、最低限「武之嗜」みだけは失われないことを求める。第八条はこれまでの『建白書』提出の帰結として注目される所で、藩主信政の隠居を五・七年のうちとして隠居料さえ家臣団の大量の召し放ちでしか確保されないこと、また新藩主が襲封しても困窮のためだけ「思召」に沿えるか不明とする。信政の「数十年御仕置」にもかかわらずの「御苦勞」は、「実ニ忠儀ヲ相勤候御手伝之人無之故」と断言し、この『建白書』の「若殿様」への取り次ぎを依頼する。

前章にみたように宝永五年末の家老瀧川平右衛門を主とする門閥層、これを当面の藩政とかかわらせて消極派とすると、同六年以降その排除によって、「御役人」＝出頭人グループによる「御城御普請」を中心とした藩政主導が定着した。家中からの借り上げは倍化され、また「御城御普請」の着工準備がすすみ、宝永六年三月一八日には「金七千七百両」

が「御城御普請料」として支出されるに至っている。

しかしそれでは「御役人」に「出頭人グループはどれほどの現実的な政策をもって藩政を主導しようとしたのであろうか。それを『国日記』宝永六年一月六日条の「郡奉行・町奉行・勘定奉行申立」の同六年一月から七年夏までの津出の見込みによって財政の面からみたい。同史料によると前年に比して三万石多く一三万石にのぼり、うち「御城御普請料」は四万石を占める(表2)。

さて、『国日記』宝永六年八月二十九日の「郡奉行申立」⁽²⁸⁾は次のように記している。

一、郡奉行申立候ハ、御検見入田方之儀御新検御定之通、百姓持高五ヶ一ニ被仰付候付、百姓一抱之内小作人付候分も打込候而、五ヶ一引当不申分ハ差引ニ相立申間敷之旨勘定奉行より当検見入江申渡候由御座候、当作之儀当春ハ別而百姓共差詰彦人抱不残其者作兼申ニ付、左様之分ハ荒地過分可罷成候段代官申立候付、何様ニも荒地ニ不罷成候様小作人を付随分仕付せ候様ニ申付荒地ニ無之仕付せ申候、右之通御座候故百姓一抱と申内も所々より作人数人御座候処、不作仕引方御座候分も五ヶ一之内ニ罷成候而、差引相立不申候而ハ御年貢出方無御座難儀仕儀御座候之間、小作人仕候分は不残本人并小作人共夫々仕候高之五ヶ一御検見被仰付候様ニ被仰渡候奉存候旨申立之、

右之通隼人江達之、申立之通銘々作高ニ而五ヶ一差引申付候、尤自今以後之格ニハ難申付候之旨、書付ニ而勘定奉行江遣之、其段郡奉行江も申遣之、

表(2) 宝永七年津出予定石数

払い項目	石斗升
金銀切米代	1,530.
小納戸金代	3,956.
材木入付銀代米	4,857. 8. 7
浜下米駄賃 ・運賃金代米	3,150.
松前買物代米	40.
橘屋売貸米	4,000.
橘屋呉服代米	348. 3.
江戸扶持米代竹内 与兵衛取替分	1,749.
大坂廻米	40,000.
江戸扶持米	10,000.
蔵田屋・万屋・早野 ・大原・九屋返済米	23,858. 9. 8
御普請料大坂廻米	40,000.
10月から現在まで 町米沖出の積もり	1,500.
総計	132,094. 1. 5

『津輕藩国日記』宝永六年一月六日条により作成。

ここでは「当作之儀当春ハ別而百姓共差詰彦人抱不残其者作兼申」る状態であるために、「何様ニも荒地ニ不罷成候様小作人を作随分仕付せ候様ニ申付荒地ニ無之仕付せ」ることが奨励されている。理解されることはまず、百姓が名請けした自己保有地の一部を耕作不能として「小作」地とし、経営を自ら縮小せざるを得なくなっていることである。さてそうした場合、ここに見られる「小作人」とはどのような存在であったらうか。この時点における明確な史料を欠くが、例えば「逐電」百姓地の「入札」に応じた第一章で見たような原則として五石以下で夫役負担の義務を負わない「高無」、および「逐電」百姓の小作人化、更には元禄以降における質地小作関係の展開の下での別小作による耕作に着目せざるを得ないであろう。いずれにせよ貞享検地以後、検見入りの対象は持高

の五分の一であり、小作人分については地主Ⅱ百姓分に含めることが原則であった。ところが、「郡奉行申立」では小作人地についても検見引き対象としており、「荒地」化阻止のために結果的には、質地小作制のより一層の加速が方向づけられてこようが、このような奨励策を藩権力が強制していかねば収奪が実現し得ない状況に宝永六年段階ではなっていたのである。

さらに『国日記』宝永六年一月二四日の「郡奉行申立」⁽²⁹⁾では次のように述べられている。

一、郡奉行四人連名ニ而申立候ハ、

和徳、堀越、駒越、

高杉、藤代、赤石、

藤崎、柏木、赤田、

一、米壱万八千九百八拾石

広須、飯詰、広田、
田舎館、浪岡、常盤、

増館、

右六ヶ組江割付申付候分、

内

壱万六百六拾壱石四升八合八夕九才

取立所々御蔵江上納仕候、

八千三百拾八石九斗五升壱合壱夕壱才

取立成兼不納

一、同壱万千貳拾石

是ハ大罇・尾崎・大光寺・猿賀・金木・油川・後瀉・浦町・横

内、此九ヶ組江割付申候、未取立之石高ハ相知不申候、
都合三万石

右ハ諸拝借米取立之儀、三万石無相違取立申付之旨被仰渡候ニ付、夫々割付人別詮議之上急度取立可申之旨、若上納成兼候族ハ百姓入替ニ而も無相違取立之様ニと当秋より稠敷申付段々せり上取立せ申候処、只今迄取立相払候拾六ヶ組一紙之趣前書之通御座候、今九組ハ取立之石高不申出候得共、兎角割付之通ニハ成兼可申と奉存候、然ハ右三万石御用米積ニ御入置被遊候付過分相違罷成候故、先只今迄取立相済候組々目録奉懸御目候、当年ハ作毛宜御座候付何とそ無相違取立せ可申と奉存無油断申付候得共、御普請料并吉屋久四郎・豊田彦右衛門・丹波屋清三郎夫食貸迄過分之取立御座候故、右之通不足相見へ申候、如何可被仰付候哉奉伺旨申立候ニ付、隼人江相達之、兎角不足之分取立候様ニと郡奉行四人江申渡之、右書付ハ勘定奉行江遣之、

先に見たように、「御城御普請」料に充当されるべき財源として挙げられていたのは百姓「諸拝借」取り立て分であった。宝永五年段階では三万石が取り立てを命ぜられている。右によると実際には一六ヶ組に割り付けられたうち取り立てられたのは六割に満たず、残り九ヶ組はまだ実態さえ把握できない状況であった。既にこの時点でさえ「兎角割付之通ニハ成兼可申」ものであり、「然ハ右三万石御用米積ニ御入置被遊候付過分相違罷成」るものであることを当局者自身が認めざるをえないのである。

宝永六年一月二六日の「成田惣右衛門申立」では「大坂御蔵本近藤

定休」への廻米が差し支えたため、「御普請料米」のうち六千石を転用したが「殊当年八町・在・浦々より御取替二而御繰合御座候得ハ、御返済も罷成兼」るありきまで「当暮急度返済」が命ぜられている³⁰。しかしこれについては返済された形跡がない。このように一方で百姓「諸拝借」取り立てや借り上げ、買米などによる収奪にもかかわらず、蔵本への借銀返済のためなどに「御普請料米」は流用されざるをえなかったのである。この点において藩政を主導した「御役人」は出頭人グループではあるが、表(2)に示されるその政策は全く現実的な裏付けを欠くものであったといえよう。逆にそれだけに再生産を不可能とするような収奪強化、あるいは家中の生活すら保障し得ないような「取替」は強制借上げによって当面の財政、とくに「御城御普請」を遂行せざるをえなくなっているともいえよう。『建白書』第六条の「当時御役人中之様子末々之義二構無之、当座御機嫌二計応候様」とはそのような為政者に対する痛烈な批判であったのである。

しかも『建白書』前書において治世の乱れを「津軽将監御仕置之御手伝仕、従御先代様之御格式相違之儀共仕候故」としていることは、これまで宝永六年『建白書』のように「当座一己之為計を奉存、全御為之筋ハ心付不申」る「御役人」にその原因を帰していたことと関連して興味深い。桜庭の批判の対象である「御役人」の藩政掌握の始めこそが津軽将監の「御仕置之御手伝」に求められている。ただし将監は元禄一〇年に「知行召上永御暇」となっている。したがってここに将監の名を取って桜庭が挙げたのは、将監個人の為政のみでなく彼に代表された素行派と、彼らと共に藩主信政のもとで藩政にあたった「御役人」は出頭人

グループを明確な批判の対象として示すものである。

同年には桜庭のみならず小山内清之丞による建白「言上仕候御事」も出されている。それによると江戸では四三名の連判による借金宝永五年からの「二損引」き以後返済不能となり、金主方が幕府へ上訴に及ばんとしたこと(第一条)、それが町の者の取り沙汰では「御家中之衆六十人之余」が「連判之書付」を提出し「御屋敷中騒動」の噂となって江戸にひろまり、藩士の親類が遠く下総から確認に訪れたという。また困窮した家臣のなかには衣類等を質物とし年始御礼にも病氣と称して登城しなかつた者のあつたこと(第五条)も記される。この『建白書』も家中困窮の極度のありさまを江戸市中の「取沙汰」や藩士の士道の退廃によって明らかにしたものである。

これについて、桜庭の『建白書』およびこれまでの検討と関連させて注目される点を挙げておこう。小山内は第三条において国許の米値段が四斗入り一俵一二三両と下直であり、その国許相場で江戸詰家臣に渡されるため「段々渡り方不足」となっていること指摘している。これは桜庭の宝永六年『建白書』第六条、宝永七年『建白書』第五条とも共通する。また一方、小山内の『建白書』の第六条には次の記述がある。

一、去年御国許上作二而四十年二も無御座豊年之由二而、百姓共先年より之諸拝借等迄御収納前方二御役人中取立申候由、其以後二御収納御取立二付雑穀共不残払切御収納上納仕由二而、去暮より百姓共給物一切無御座、必至と差詰及渴命二候体二罷成候段取沙汰仕候御事、

これも桜庭の宝永六年『建白書』第九条から第一四条と同一内容であ

る。問題はつぎの『国日記』宝永六年十一月六日の「郡奉行・町奉行・勘定奉行申立」⁽³³⁾が示めすように、その苛酷な収奪が実は桜庭や小山内が指摘する家臣団の窮乏と深く結び付いていること、少なくともそのように考えられている点にある。

一、郡奉行・町奉行・勘定奉行申立候、津出米之儀、当作宜在々ニ而も町借夫食代銭・高掛銀・御普請料御取替并奉加銭、其外自分用事払米共過分相払候処、段々米下直罷成候付、先達而沙汰仕申上勝手次第津出被仰付候、

この史料に示されるところは豊作を理由に夫食代銭や御普請料の取り立てが強制された結果、狭益な国許＝領内市場には収奪された大量の米穀が滞留し米価の下落となって結果すること、ために知行取りを中心とする家臣団にとって払い米が極めて不利な状況におかれざるをえないことである。そして、この「申立」の後半部として表(2)にみた、宝永六年の津出実績一〇万石にさらに三万石を加えた宝永七年の津出予定石数があり、家老に認可されているのである。それは先に見たように確かに「御城御普請」料を中心とする財政支出を現実的根拠を欠いた大幅な収奪で実現しようとするものであるが、それが江戸・大坂を中心とする津出を原則としている点に、藩権力が国許での米穀の市場滞留とそれによって起こる米価の下落を、米穀の中央市場への移出＝津出によって調整しようとした政策的意図をもみることができよう。それは米価下落によってさらに困窮の度を深め、不満を募らせつつある家臣団への一対応――懐柔策と考えられる。

最後に、桜庭の宝永七年の『建白書』のとくに第八条についてふれて

おきたい。同条によってこの『建白書』が当時の藩主信政でなく、若殿信寿への提出を目的としていたことが分かる。事実、宛所の二名、鹿沼弥三郎は若殿様付、竹内源太夫は信寿傳役であったことが確認し得る。⁽³⁴⁾

それは文中にも明らかなように信政の隠居という事態が、既に公然と語られるに至っていることによる。と同時に、それは桜庭にあつては「実ニ忠義ヲ相勤候御手伝之人無之」き現藩政に見切りをつけ、新藩主襲封後に自らの主張の実現を期待することに『建白書』提出の目的を変えたことを意味する。その期待するところは具体的には示されていないが何より現藩政を固める「御役人」たちの排除と困窮する家臣団の救済にほかならないであろう。信政後の藩政は前代に政権の座から排除された桜庭に代表される譜代家臣層の与望をになつて登場してくるのである。

まとめにかえて

――中期藩政の転回――

宝永七年二月二一日、各役職ごとに一人が城中驚之間に呼び出され、次の「申渡」を受けることとなった。⁽³⁵⁾

被仰出候ハ、近年御家中之面々手前困窮之儀、達御耳別而御氣之毒被思召候、然共上二も何も存候通之儀故可被遊為致様も無之候、因茲近年差上候知行米二損通之内、一損通従当寅年差上候之儀被遊御免事、

これは、桜庭の『建白書』など示されるような家中「困窮」の訴えに、何らの有効な対応を示すことができなかつた藩当局が、ついにはそれま

での「御城御普請」にむけての強行策を放棄して、家中からの借り上げを半減せざるをえなかったことの表明である。ついで、宝永七年四月二十九日には次の「郡奉行申立」⁽³⁶⁾が示される。

一、郡奉行申立候ハ、

米四千石

右ハ去年作合宜御座候得共、去暮過分之夫食拝借取立并ニ御普請料・高懸銀等上納仕せ、其上吉屋久四郎・丹波屋清三郎方より去年借出申候夫食米四千石之元利不残返済申付候、就夫不勝手之者共ハ有切之取立ニ御座候故、耕作成兼候者共大勢有之段当春より代官共申出候間、去年之通町人共より借出し可申と久四郎・清三郎江段々申懸置候之処、当年ハ貸出難成之由昨日申出候、只今くれかきニ取付候之処、夫食無之取付兼罷有候者共大勢御座候、殊当年ハ御国廻様御用ニ付百姓共一軒より人足式人・三人宛毎日罷出候処ニ、此人足式人飯米差支罷出兼候之所も御座候、とかく夫喰不被仰付候得而ハ仕付殊之外遅成、所ニより仕付成兼荒地も出可申と奉存候、依之御払底之砌申上兼候得共荒地ニ罷成候所も御座候而ハ御大切成儀奉存候間、前書之通何連之御米成共夫食拝借被仰付候様奉願候、上納之儀ハ当暮急度上納可仕せ旨申立候付、三役打寄随分働田地荒不申候様ニ可仕之由、兎角打寄沙汰可仕之旨、郡奉行・勘定奉行・町奉行月番江申遣之、

農村では自己の食物や夫食・種粃という再生産保障部分さえ収奪されることよって、ついには経営破綻に直面する百姓層が不断に生まれてきていること、また町人からの夫食貸し出しも不可能となったために」と

かく夫食不被仰付候得而ハ仕付殊之外遅成、所ニより仕付成兼荒地も出可申」と耕作手順の遅延化、「荒地」に耕作放棄地の増大が現実のものとなりつつあったのである。ここに新たに藩権力は夫食の貸与を囿らなければならぬ事態に立ち至ったのである。吉屋久四郎は元禄一〇年三月二三日に郡奉行に「在々夫食米」の「末々迄段々貸出」を願ってその任にあたった、丹波屋清三郎は「御家中町貸方」で宝永五年八月二四日に「御城御普請方御用」を命ぜられた城下町町人である。⁽³⁷⁾ いわば元禄後半から宝永期にかけて藩政とむすびついた特権商人たちと言えよう。その彼らがこの段階では藩政とのつながりを自ら断ち切っていくかのような対応を示すに至っている。その理由は明確ではないが、宝永六年「建白書」に見たような宝永五年の町・在々における御用金賦課などによつて、また質地小作関係の発展によつて、藩への吸着が自己の経営に利益を生むものではなくなってきたためではないだろうか（農村内部で自らの占有地の占有権を抵当として借金し、利子を質地小作料として払う高利貸活動が展開したことによつて、藩権力による土地取上の危険性をもった元禄後半からの耕作夫食―再生産保障の商人資本依存策が農民層に徐々に受け入れられなくなつていったことに一因がある）。

いずれにせよ、宝永七年二月以降、それまでの藩政の方針はあらゆる面で修正、妥協を余儀なくされていった。それは支配層間では「家中困窮」と「御城御普請」を焦点とする出頭人グループと譜代層の藩政の主導権争いの結果としてあらわれ、農民支配では既に見たように「百姓成立」をめぐる多様な闘争として結果されたのである。

さて、宝永期の藩政に重大な影響を与えた「御城御普請」はついに実

現されることはなかった。まず幕府への許可申請は、將軍徳川綱吉が宝永六年に死去したため少なくともその喪中に出されたとは考えられず、翌七年一〇月一八日には「御城御普請」を命じた信政自身が死去したからである。⁽³⁹⁾ その後の藩政は急速に譜代家臣層の要求に沿って展開する。

一二月一九日には閉門となっていた瀧川平右衛門・大湯五左衛門以下が許されると共に、⁽⁴⁰⁾ 正徳元年二月二三日には藩士の知行米を月割支給して当面の「困窮」を收拾し、⁽⁴¹⁾ 八月二六日には藩士窮乏を理由に拝借・町借返済を延期、知行六ツ成をさだめたのである。⁽⁴²⁾ このほか「両浜沖替」の役銭を半減し、宝永七年の「御用立」米・金を返済したとも言う。⁽⁴³⁾ まさにそれは桜庭や小山内が『建白書』によって訴えたものと符合しているのである。そして正徳二年の新藩主信寿の初入部に際してついに、前藩主信政の藩政を文字どおり主導した出頭人グループの中心武田源左衛門は切腹せしめられたのである。⁽⁴⁴⁾ さらに同八月、武田らが主導した貞享改革の一環として貞享二年以降蔵米知行となっていたものを、再び地方知行に転換する。⁽⁴⁵⁾ これについては今後の検討課題であるが、一度度の給人財政の藩政からの自立、知行地付け農民の使役などこれも知行取り藩士層の要求を反映したものであったと思われる。

この政治過程にあつては譜代家臣層の政治的要求への一方的な妥協以外の論理的展開をみることはできない。したがって中期藩政は政治的には彼らを支配層内の支持者として転回していったといえよう。そして、否応無く農民支配においては「百姓成立」と「取立」を追及せざるを得なくなるが、それはそれまでの小農自立奨励とそこからの苛酷な収奪ではなく、自立した小農経営の維持と質地小作関係の展開への対応であり、

それを可能とする地方支配機構の再編がまず展望されてくる。

註

- (1) 拙稿「津軽藩政の展開と飢饉―特に元禄八年飢饉をめぐる―」(『歴史』五二輯、一九七九)。
- (2) 拙稿「中期農政と農業技術」(長谷川成一編『北奥地域史の研究』一九八八、名著出版)。
- (3) 拙稿「黒石津軽領の性格と支配―宝永二年代表越訴を素材に―」(『弘前大学国史研究』七八、一九八五)。
- (4) 国立史料館『史料館所蔵目録』第一二集、津軽家文書目録では「御家中之面々困窮之儀ニ付桜庭太郎左衛門内情建白書 宝永二・六整理番号一八三四」となっている。ここに3として掲げたものは年記をかいているが、宝永五年の「御城御普請」について「去々年」としており内容から宝永七年のものである。
- (5) 『津軽藩旧記伝類』巻之三(青森県文化財保護協会編、みちのく叢書3、一九八三、国書刊行会)。
- (6) 正徳四年「信寿公御代御家中分限」(みちのく双書『津軽史』第八巻、一九七八、青森県文化財保護協会)。
- (7) 市立弘前図書館蔵、弘化四年二月「御軍用金併茂合出銀時鐘茂合小普請金御国江戸知行物成御家中江戸上方往反併詰合常府御国詰合御扶持菜金其外諸渡共往古より以来御定大都調」。
- (8) 市立弘前図書館蔵、「弘前藩庁日記(国日記)同日条。以下、同史料を『国日記』とする。

(9) 『国日記』同日条。

(10) 『国日記』同日条。

(11) 拙稿「中期農政と農業技術」八六ページ、および八七ページ表1「元禄五年領内種粉夫食」。

(12) (一)、(二)とも『国日記』同日条。

(13) 『津軽一統志』巻第八(新編青森県叢書一、一九七四、歴史図書社)

(14) 『日本歴史地名大系』2 青森県の地名(一九八二、平凡社)、「弘前城跡」の項。

(15) 『国日記』享保一五年九月二二日条。長谷川成一編『南溜池』(一九八九、弘前市教育委員会)に所収された記事によると元禄九年九月二二日、久渡寺参詣の際通りかかった「南溜池之儀」につき、

「高源院(信杖)様思召被遊御座、殊之外被添御意御取立被仰付所」と信杖の意志に沿った整備を命じている。

(16) 『永禄日記』正徳三年条(青森県文化財保護協会編 みちのく双書1、一九八三、国書刊行会)。ただし、桜庭は文中では十ヶ一と同意につかっている。この点については不明。あるいは桜庭が切米取りであったためか。

(17) 『平山日記』宝永五年条(青森県文化財保護協会編 みちのく双書17、一九八三、国書刊行会)。

(18) 『国日記』同日条。

(19) 『国日記』同日条。

(20) 『津軽歴代記類』上、宝永五年一〇月一日条(青森県文化財保護協会編 みちのく双書4、一九八三、国書刊行会)。

(21) 盛岡市中央公民館蔵、南部家文書、同日条。『参考諸家系図』巻三

八によると、小枝差又左衛門(能宗)は鹿角郡小枝指村を本地として知行二〇〇石を領し、御者頭から鹿角郡代となり宝永六年三月に致仕している。同書巻五六によると儀俄忠右衛門(俊胤)は宝永元年には二一九石六斗余を領し、長柄奉行、御者頭・鹿角御境古人頭兼帯、後に寺社奉行などをつとめ、宝永七年正月六日に没している。したがって、両人が連名の宛所に書かれていることよって、共に御者頭であった時期か、小枝差が鹿角郡代で儀俄が御者頭・鹿角御境古人頭兼帯していた時期のいずれかの段階のものと考えられる。どちらかと言えば小枝差が宝永六年三月に致仕していることから見て、後者の確率が高いのではないか。この「風説書」をもたらした湯瀬新右衛門については不明であるが、湯瀬という鹿角にかかわる地名を姓にもつことから見ると、この「津軽風説書」は鹿角を根拠地とした南部藩の情報収集の成果と見ることができよう。

(22) 拙稿「藩政確立期における新田開発の展開」(『弘前大学国史研究』六七、一九七八)、一八ページ、および註四三参照のこと。

(23) 『国日記』同日条。

(24) 『国日記』同日条。

(25) 『国日記』同日条。

(26) 『寛政重修諸家譜』によると、能登守隆尚の養子隆明の妻が津軽玄蕃政期(朝)の養女という関係から津軽家中の内情について合議したものと思われる。

(27) 『国日記』 同日条。

(28) 『国日記』 同日条。

(29) 『国日記』 同日条。

(30) 『国日記』 同日条。

- (31) 元禄三年頃の津軽家についてのべた『土芥寇讎記』には、「家風俗不宜カラ。遠国ト云、且ツ家老ニ悪人有故、少モ有名浪人ハ、此ノ家ヲ不望」として、信政が「山家ト云新参者ヲ寵愛シ、賜大禄、免シ名字ヲ、剩家老トシテ、古来ノ家老退ク。適其職ニ居ル者モ、有テ如無キガ。故ニ家中ニツニ分レ、不快カラ」とのべられている。「悪人」とされる家老二人とは、津軽玄蕃(政朝)と同将監(政実、山鹿素行養子)であり、いずれも山鹿素行一族及び門人で素行派として位置付けられる。延宝八年以降、それまで譜代家臣層が独占していた家老職は素行派によって占められるようになり、その中心が津軽将監であった。同書は将監について「彼ノ山家ト云者、大倭人。口才利発ノ手取者ナル故ニ、能ク信政ヲ誑カシ、偏主君ノ如シ」としている。これについては福井敏隆「支配機構の一考察」(長谷川成一編『津軽藩の基礎的研究』、一九八四、国書刊行会)、第三章素行派登用時代、二二七ページ以下参照のこと。
- (32) 国立史料館蔵、津軽家文書「江戸勝手方困窮之義ニ付町々取沙汰言上書」。
- (33) 『国日記』 同日条。
- (34) 鹿沼・竹内とも「貞享二年二月調御家中分限帳」、竹内は「元禄八乙亥十一月廿一日改候弘前御家中分限帳覚」にも見られる(いず

れも、みちのく双書『津軽史』第八巻、一九七八、青森県文化財保護協会)。後者では竹内は中小姓で一五両二歩四人扶持である。

(35) 『国日記』 同日条。

(36) 『国日記』 同日条。

(37) 『国日記』 同日条。また、『国日記』宝永六年三月二五日条に記載された同二三日付け「口上之覚」では、吉屋・丹波屋は豊田彦右衛門と共に「在貸才覚」の役を申し出ている。

(38) 『徳川実記』や『江戸幕府日記』によっても確認されない。

(39) 『国日記』 同日条。

(40) 『平山日記』宝永七年条。

(41) 『封内事実秘苑』 同日条。

(42) 『国日記』 同日条。

(43) 『平山日記』 正徳元年条。

(44) 『国日記』 正徳二年二月二二日条。

(45) 『津軽歴代記類』上 正徳二年八月二九日条。

(鴻巣市史編纂室)